

京都大学総合人間学部に関する規程

(平成十六年達示第二十二号)

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学総合人間学部（以下「総合人間学部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(学部長)

第二条 総合人間学部に、学部長を置く。

2 学部長は、人間・環境学研究科長が兼ねるものとする。

3 学部長は、総合人間学部の校務をつかさどる。

(教授会)

第三条 総合人間学部に、その重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

(学科及び学科目)

第四条 総合人間学部の学科及び学科目は、次に掲げるとおりとする。

総合人間学科 人間科学系、国際文明学系、文化環境学系、認知情報学系、自然科学系

(内部組織)

第五条 この規程に定めるもののほか、総合人間学部の内部組織については、学部長が定める。

附則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

2 総合人間学部長の任期について（平成四年九月二十二日評議会可決・総長裁定）は、廃止する。